

京都市桂川障害者デイサービスセンター

運営規程

社会福祉法人京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

社会福祉法人京都社会事業財団
京都市桂川障害者デイサービスセンター

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）は、社会福祉法人京都社会事業財団が掲げる「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。」の福祉理念に基づく運営を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供するように努める。

- 2 日常生活を活性化させる取組みとして、創造性を発揮するプログラム活動と社会参加の第一歩としての外出支援を積極的に行う。
- 3 明るく共同体的な雰囲気を作り、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う。
- 4 福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。
また、自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の事業者等の紹介等の措置を講ずるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業の実施にあたっては関係行政機関が行うあっせんに協力するとともに、他の保健、医療、福祉サービス提供事業者との連携に努める。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び関係法令に基づく人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、利用者の立場に立った事業を実施する。

(事業者の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称： 京都市桂川障害者デイサービスセンター
- ② 所在地： 京都市西京区下津林東大般若町3番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従事者の管理、事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② サービス管理責任者 1名（常勤職員）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の

作成、継続的な評価を行い、サービス内容の実施の手順に係る管理を行う。

- ③ 生活支援員 1名以上（常勤職員1名以上）
生活支援員は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じた支援を行う。
- ④ 看護職員 1名以上
看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して健康管理、保健衛生、医療、看護及び介護等についてのすべての業務にあたる。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上の必要数
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合は、看護師その他の者をもって代えることがある。
- ⑥ 生活支援員、看護職員等直接処遇に従事する職員の総数は12名以上とする。
- ⑦ 医師（嘱託） 1名以上
医師は、利用者に対する日常生活上の健康管理及び療養上の指導等を必要に応じて行う。
- ⑧ 事務員
事務員は、経理、総務を担当する。

（営業、休日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日、休日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日： 月曜日から金曜日までとする。
- ② 休日： 土曜日、日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日）
- ③ 営業時間： 午前8時30分から午後5時30分までとする。
サービス提供時間： 午前8時40分から午後5時までとする。

（利用定員）

第6条 指定生活介護1日あたりの利用定員は、20名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所において生活介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者（18歳未満の者を除く。）

（指定生活介護の内容）

第8条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

（1）基本事業

- ① 創作的活動
- ② 機能回復訓練と健康チェック
- ③ 社会適応訓練
- ④ 更正相談
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 介護方法の指導等、その他在宅生活支援に関すること。

（2）その他の事業

- ① 給食サービス

- ② 入浴サービス
- ③ 送迎サービス
- 2 サービスの提供は作成した個別支援計画の内容を利用者に説明するとともに、計画に基づいて誠実に行うものとする。

(利用者から受領する費用の額)

第9条 指定生活介護を提供した際には、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定生活介護に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

- 3 前項のほか、次の費用は利用者の負担とし、利用に応じて徴収する。

- ① 食費 1食 750円（うち食材料費410円）
但し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- ② サービスを利用するうえで、通常必要となる費用
 - プログラム活動の材料費 1回 実費
 - サービス提供記録等の複写物のコピー代 1枚につき 10円
- ③ おむつ代（注：持参分が不足した場合） 1枚 20円～92円

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について事前に説明し、同意を得るものとする。

(利用の中止、変更、追加等)

第10条 利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することが出来る。この場合にはサービスの実施日の前日までに当事業所に申し出ることとする。

- 2 利用予定日の2営業日前までに利用中止の申し出がなかった場合、利用者の体調不良等やむをえない欠席である場合でも、月4回を限度として当該利用予定日に欠席時対応加算を算定する。（但し、職員が電話連絡等の必要な対応を行った場合に限る。）また、当日になって利用中止の申し出をされた場合、別途取消料として下記の料金を支払っていただく場合がある。

前日（午後5時）までに申し出があった場合	無料
前日（午後5時）までに申し出がなかった場合	750円（食費相当）

- 3 指定生活介護の継続利用者が連続して5日間利用を中止した場合に、職員が生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合、月2回を限度として訪問支援特別加算を算定する。
- 4 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追

加することが出来る。

- 5 サービス利用の変更、追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日にサービスの提供が出来ないことがあるが、その場合には、他の利用可能日を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- ① 京都市西京区全域
- ② 京都市右京区の一部（丸太町通以南、西小路通以西）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、個別支援計画の作成に参画し、計画に基づくプログラム活動や各種行事への参加を通して、自立した生活ができるように努めるものとする。

- 2 指定生活介護の利用に当たって喧嘩、暴力等他人に著しく迷惑を及ぼす等秩序を乱す行為をしてはならないものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 職員は、指定生活介護の提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じることとする。

- 2 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故発生時の対応及び再発防止策を適切に講じるための担当者を設置する。

(緊急時などの対応)

第14条 職員は、指定生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関（同一法人 京都桂病院）に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 利用期日前において、医師により利用者、家族が感染症の診断を受けた、もしくは疑いがある場合は指定生活介護の利用について事業所の判断により中止になる場合がある。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えるため、別に定める「京都桂川園災害時避難訓練計画」に基づき、定期的に避難訓練等を行うものとする。また、日頃から地域住民の参加、消防団との連携を図り火災時等の際の消火、避難協力体制を整備する。

(衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止の為の措置等)

第 16 条 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図るものとする。

- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(苦情の解決)

第17条 提供した指定生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、提供した指定生活介護に関し、京都府・京都市及び関係機関が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は京都府・京都市及び関係機関の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して京都府・京都市及び関係機関が行う調査に協力する。尚、京都府・京都市及び関係機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(秘密の保持)

第18条 職員に対しては「京都市桂川園就業規則第20条」を遵守し、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないことを、厳しく義務づけるものとする。

- 2 前項の守秘義務は退職等により、当該事業所の職員でなくなった後においても遵守するものとする。
- 3 その他必要なことに関しては、京都桂川園個人情報管理規程を遵守するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続し実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- 2 事業所における虐待防止の指針を整備する。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置する。
- 5 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

第21条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の例外三原則（切迫性・非代替性・一時性）を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、そ

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。なお、やむを得ず拘束を行う場合は、その時点で個別に説明を行うとともに同意を得ることとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(ハラスメント対策)

第22条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の従業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存する。
 - (1) 生活介護計画
 - (2) サービスの提供の記録
 - (3) 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 身体拘束等の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 虐待等の記録

(その他運営についての留意事項)

第24条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項の他、社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂川園の定める運営基本方針並びに管理規程を遵守することとし、さらに運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都社会事業財団が定めるものとする。

(補 則)

平成15年	4月	1日	施行
平成16年	12月	1日	一部改正
平成17年	4月	1日	一部改正
平成17年	10月	1日	一部改正
平成18年	4月	1日	一部改正
平成18年	10月	1日	一部改正
平成19年	4月	1日	一部改正
平成20年	4月	1日	一部改正

平成21年	4月	1日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成30年	1月	1日	一部改正
令和3年	4月	1日	一部改正
令和3年	8月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和5年	8月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正